

最も市場競争力を備えるブランドマーク 使用規定

2007年1月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最も市場競争力を備えるブランドマーク使用規定

(2007年1月30日商務部公布)

第1条 最も市場競争力を備えたブランドマークの管理を強化し、最も市場競争力を備えたブランドマークの使用を規範化するために、《商務分野の評定と保護法》に照らして、本規定を制定する。

第2条 最も市場競争力を備えたブランドマークを使用する場合は、本規定を遵守しなければならない。

第3条 商務部は、最も市場競争力を備えたブランドマーク使用の監督と管理に責任を負う。地方の商務主管部門と各業者協会、商業組合は、最も市場競争力を備えたブランドマークの使用に対しての監督と管理の協力を負う。

第4条 最も市場競争力を備えたブランドマークは商務部の所有に属する。2種類以上最も市場競争力を備えるブランドマークを選択し、マークは基準の図形、フォントと基準色及び補助色から構成し、初めに選択したマークを使用するよう提案する。最も市場競争力を備えたブランドマーク及びその基準図形、基準フォント、基準色及び補助色は、それぞれ附録1、附録2、附録3、附録4を参照のこと。

第5条 最も市場競争力を有するブランドの称号を与えられたブランドの場合、その企業は製品、又はサービスの包装、装飾、説明書、広告宣伝及びインターネットなどのメディアで、統一規定の最も市場競争力を備えたブランドマークを使用することができる。

第6条 最も市場競争力を備えたブランドマークを使用する際、規定のデザインに基づいて使用しなければならないが、割合で拡大又は縮小することができるが、マークの比率と色相を変更してはならない。

第7条 最も市場競争力を備えたブランドマークを印刷するときは、媒介物に付着する下色は、マークの基準の色相に影響してはならず、その他色彩や図案と二重になってもならない。

第8条 最も市場競争力を備えたブランドマークは最も市場競争力を備えたブランドの称号と一致する製品にのみ使用することができ、使用範囲を拡大してはならない。

第9条 《商務分野のブランドの評定と保護法》に基づき、最も市場競争力を備えたブランドの称号を取消された企業又は個人は、取消された日から、最も市場競争力を備えたブランドマークの使用を停止し、併せて自身が使用した、最も市場競争力を備えたブランドマークの処理に責任を負う。

第10条 《商務分野のブランドの評定と保護法》に基づき、授与された最も市場競争力を備えたブランドマークの所有権の変更後、最も市場競争力を備えたブランドマークの使用権もそれに伴い変更する。

第 11 条 最も市場競争力を備えたブランドの称号を授権されていない企業又は個人は、最も市場競争力を備えたブランドマークを盗用及び偽造してはならない。

第 12 条 最も市場競争力を備えたブランドマークの保護については、《商務分野のブランドの評定と保護法》に基づき執行する。

第 13 条 本規定は商務部が説明の責任を負う。

第 14 条 本規定は公布日より実施する。

(附録は省略する)